



令和6年度

茂原市危険ブロック塀等改善補助金のご案内

1. 補助金の交付対象となる危険ブロック塀等（次の要件のすべてを満たすこと）

- 対象のブロック塀等が茂原市内に所在すること。
- コンクリートブロック造、組積造その他これらに類する塀等（一体となる構造物を含む）であること。
- 道路面からの高さが 1.2 メートルを超えるものであること。
- ブロック塀の診断カルテにより安全であると判定されたもの以外のものであること。

2. 補助金の交付を受けることができる方（次の要件のすべてを満たすこと）

- 避難路に面する危険ブロック塀等を所有し、または管理していること。
- 補助対象事業を土地または建物の販売を目的として行わないこと。
- 市町村税および国民健康保険税の滞納がないこと。
- この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- 危険ブロック塀等改善工事に係る契約の締結前であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

3. 補助の概要

◆ 補助金額：限度額 8 万円

- ※撤去工事：ブロック塀等の長さ 1 メートル当たり 1 万円で算出した額または撤去工事に要する費用のいずれか少ない額（**4 万円**を限度、要件によりさらに**4 万円**を加算）
- 新設工事：上記撤去工事に伴う新設工事に要する費用の 10 分の 1（**4 万円**を限度）の合計額を補助

◆ 募集期間：令和 6 年 4 月 1 5 日（月）から令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）まで

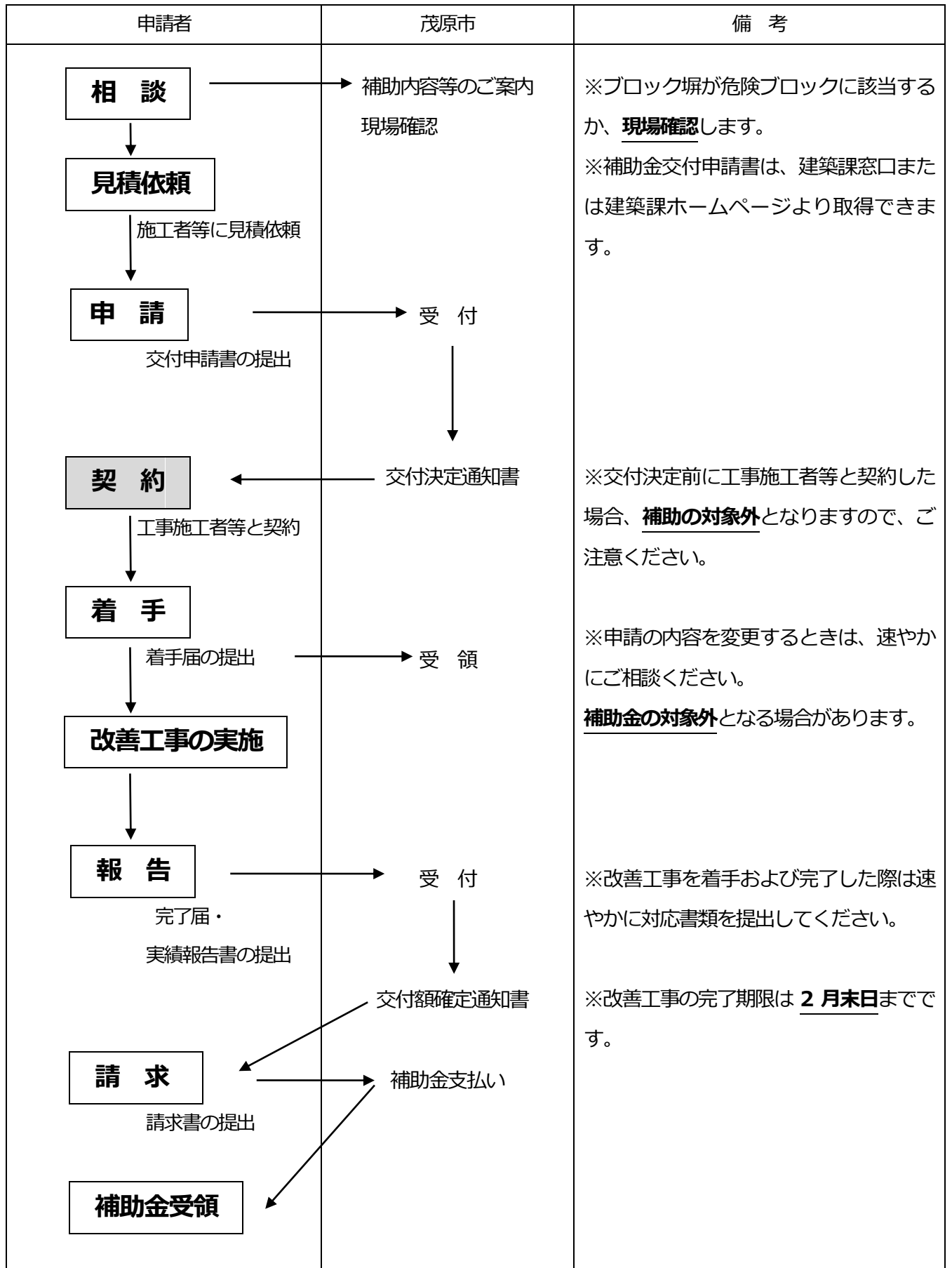
- ※募集期間内であっても、補助金交付予定総額が予算額に達した場合、受付を終了します。

◆ 申込方法：補助金交付申請書に必要書類を添えて提出（原本 1 部）

◆ 申込場所：茂原市役所都市建設部建築課窓口（8 階）



令和6年度茂原市危険ブロック塀等改善補助金に関する主な手続きの流れ



■申請される方へ

- ・書類に不備がある場合又は要綱に違反した場合には、交付を取り消す場合があります。

■補助金交付申請書・実績報告書の作成上の留意点

◇補助金の交付申請について

- ・補助金の交付を受けようとする方はブロック塀等改善工事に係る契約を締結する前に、「茂原市危険ブロック塀等改善補助金交付申請書」（第1号様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

- ブロック塀の点検のチェックポイント
- 危険ブロック塀等の位置図、配置図、現況写真および撤去工事の計画図
- 補助対象事業に係る見積書の写し
- 新設工事の配置図、断面図等の計画図（新設工事を行う場合）
- 申請者に市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- 危険ブロック塀等を所有し、または管理していることを証する書類
- その他市長が必要と認める書類

◇補助金の金額について

- ・補助を受けるブロック塀等が面する避難経路の種類によって補助金額が異なります。

- 茂原市地域防災計画で定める緊急輸送道路に面する場合
- 建築基準法第42条又は道路法第2条に規定される道路で、小学校の敷地から半径500m以内にある道路に面する場合
 - ・撤去工事：ブロック塀等の長さ1メートル当たり1万円で算出した額または撤去工事に要する費用のいずれか少ない額（8万円を限度）
 - ・新設工事：上記撤去工事に伴う新設工事に要する費用の10分の1（4万円を限度）
- 建築基準法第42条又は道路法第2条に規定される道路で、建築物から避難場所等までの避難経路となる道路の場合
 - ・撤去工事：ブロック塀等の長さ1メートル当たり1万円で算出した額または撤去工事に要する費用のいずれか少ない額（4万円を限度）
 - ・新設工事：上記撤去工事に伴う新設工事に要する費用の10分の1（4万円を限度）

◇着手届について

- ・ブロック塀等改善工事に着手するときは、「茂原市危険ブロック塀等改善補助金着手届」（第5号様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

- 補助対象経費に係る契約書の写し
- その他市長が必要と認める書類

◇完了届について

- ・ブロック塀等改善工事が完了したときは、「茂原市危険ブロック塀等改善補助金完了届」（第6号様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

- 撤去工事後の写真
- 新設工事の工事中の写真および完了後の写真
- その他市長が必要と認める書類

◇実績報告について

・ブロック塀等改善工事が完了したときは、「茂原市危険ブロック塀等改善補助金実績報告書」（第7号様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

- 補助対象経費に係る領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類

◇請求書について、

・補助金確定通知を受けたときは、「茂原市危険ブロック塀等改善補助金交付請求書」（第9号様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

- 交付決定通知書及び確定通知書の写し
- その他市長が必要と認める書類

■申請内容の変更等

・申請の内容を変更又は取下げようとするときは、「茂原市危険ブロック塀等改善補助金交付申請内容変更承認申請書」（第3号様式）に変更内容を証する書類を添えて速やかに提出して下さい。

申請書等の入手・お問い合わせ先

（申請書等の入手）

下記担当部署で入手できるほか、茂原市ホームページ（暮らしの情報→住まい・生活「住宅」）からダウンロードできます。

<http://www.city.mobara.chiba.jp/>

（お問い合わせ）茂原市役所都市建設部建築課 TEL: 0475-20-1588 FAX :0475-20-1606